

## 【感染症一覧】

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん一日快適に生活できることが大切です。入所児童がよくかかる下記感染症については、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断に下愛、登園届の提出をお願いします。

なお、保育園での集団生活に適応できるように、全身状態が良好であることが基本となりますので、保育園での集団生活に適応できるように、全身状態が良好であることが基本となりますので、登園する際にはご配慮ください。

疾患名	登園のめやす
インフルエンザ(A・B)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
	※日数の数え方:発症した日を0日、解熱した日を0日を数える
◎発症した日 月 日 ◎解熱した日 月 日	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ解熱し症状が軽快した後1日を経過すること
	※無症状の感染症の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過すること
◎発症した日 月 日 ◎解熱した日 月 日	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが瘡蓋(かさぶた)化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが瘡蓋(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染の恐れがないと認められていること ※無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
細気管支炎(RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症)	※全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること。口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能
その他、適切な対応が必要な感染症疾患( ) ※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると診断した感染症	

※「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌が良く普段の食事がとれること」をいいます。

注意:登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を0日目とし、翌日を1日目と起算します。

## 登園届 (保護者記入)

### 登園届

Bambini 園長あて

クラス名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」において

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医療機関名「 \_\_\_\_\_ 」

インフルエンザ(A・B)・新型コロナウイルス感染症の場合は、発症した日解熱した日をご記入ください  
★発症した日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日      ★解熱した日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

表面(P12)にある感染症にかかった後の登園の際には、上記の登園届の提出をお願いします。

なお、以下の①の場合には、医師の診断書(有料)の提出をお願いします。

②の場合には、お子様の早期回復と集団での感染拡大を防ぐために、登園を控えていただくこともありますので、ご了承ください。

①表面の「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園を希望する場合

②子どもの全身症状が良好でなく、施設長または施設長に準じる者が集団生活に支障があると判断する場合

登園届の提出が必要な感染症の一覧を表面に記載しています